

静岡県政務活動費の交付に関する規程（平成13年静岡県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県議会議長 山 田 誠

静岡県議会告示第2号

静岡県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程
様式第1号から様式第7号までの規定中「印」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県政務活動費の交付に関する規程の規定は、令和3年4月1日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。